

# 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

## 1 基本的な考え方

- 今後の本市の教育においては、**市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切**になると考えます。そのため、**次期プランでは、川崎の教育がめざす方向性を今まで以上に分かりやすく示し、すべての市民と共有しながら取組を進めていきます。**
- 同時期に策定される**総合計画との整合を図りながら**、重点的な取組テーマの設定や体系の見直しなど、次期プランの**全体構成を再検討**し、これからの社会状況の変化に機動的かつ柔軟に対応した取組を位置づけて、教育改革を進めていきます。

### 次期プランの位置づけ

教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけます。

また、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、次期プランを策定します。

#### 教育基本法（平成18年法律第120号）抜粋

（教育振興基本計画）

**第17条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 次期プランの対象分野

次期プランの対象分野は、教育委員会が所管する、市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

### 対象とする計画期間

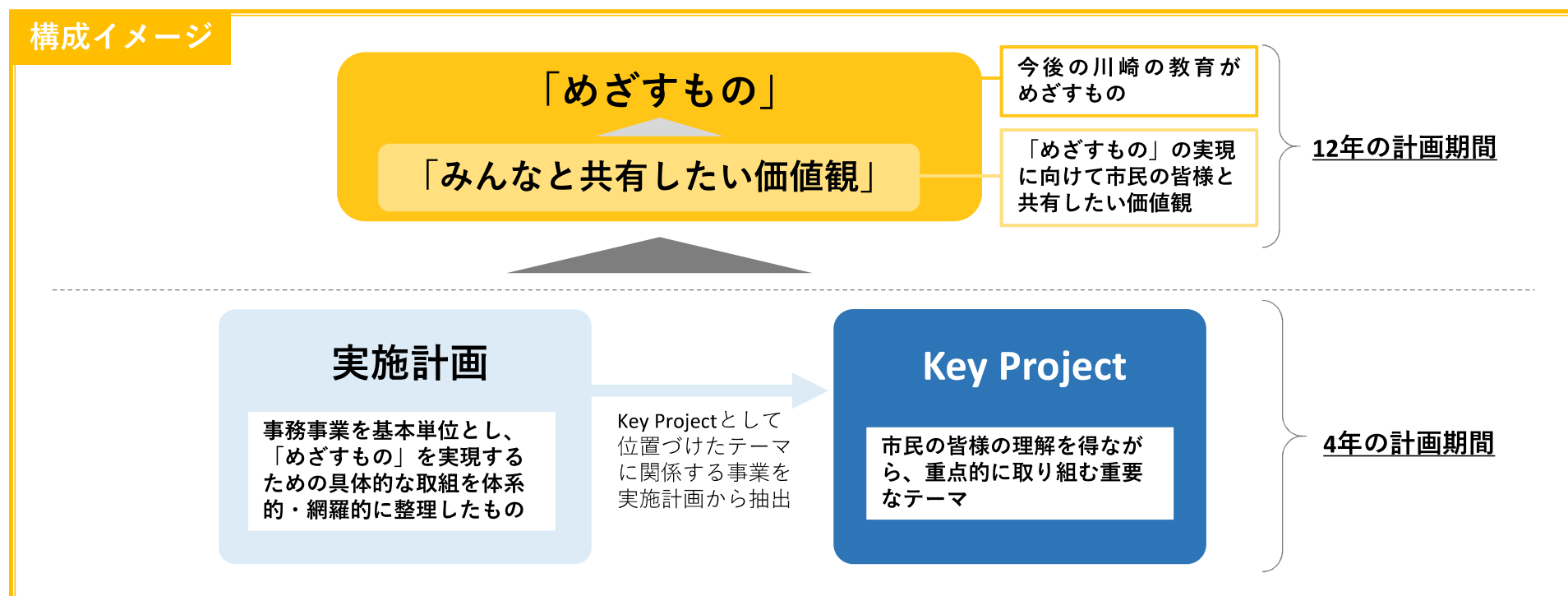
次期プランの対象期間は、令和8（2026）年度から12年間とします。

# 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

## 1 基本的な考え方

### 次期プランの構成

- 12年間の計画期間を通じて実現をめざすもの（「めざすもの」）と、「めざすもの」に向けた取組を進めるにあたり、市民の皆様と共有したい価値観（「みんなと共有したい価値観」）を整理します（後述）。
- 「めざすもの」を実現する具体的な施策や事務事業等については、4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。
- 市民の皆様の理解を得ながら、重点的に取り組む重要なテーマを「Key Project」として位置づけます（後述）。



## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

現在の「第2次教育プラン」では、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立／共生・協働」として掲げ、その方向性を踏まえた取組を進めてきました。次期プランの策定にあたって実施した市民意見聴取の結果を見ると、「第2次教育プラン」の基本理念・基本目標につながる価値観は広く共有されているとともに、新たな価値観や考え方についても、今後、必要と考えられていることなどが確認できました。

このため、現行プランの「基本理念・基本目標」の方向性は継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を、新たに「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」として整理します。

#### ✓ 「めざすもの」

**川崎の教育がめざすもの。**次期プランで「めざすもの」の実現に向けて取り組んでいく。

#### ✓ 「みんなと共有したい価値観」

**「めざすもの」の実現に向けて、川崎の教育をともに創っていく市民の皆様と共有したい価値観**や考え方。市民の皆様と共に取組や教育活動を進めていく“合言葉”とする。

#### 「めざすもの」

→川崎の教育がめざすもの

#### 「みんなと共有したい価値観」

→「めざすもの」の実現に向けて市民の皆様と共有したい価値観

【参考】「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」の検討にあたっては、多くの方々から御意見をいただきました。いただいた御意見や検討経過等は参考資料に掲載しています。

## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

#### 「めざすもの」

これまで重点的に取り組んできた「キャリア在り方生き方教育」をベースにしながら、誰もが多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことができる人を育てる「**人づくり**」と、多様性を尊重し、共に支え高め合い、誰もが安心して育つことのできる社会をつくる「**社会づくり**」の思いを込め、新たに「めざすもの」として定めます。

### 一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

川崎の教育は、**今この瞬間から一人ひとりの個性を大切にし、生きがいのある人生を自分らしく送ることで輝くことができる人を育てます。**そして、そのような市民が、それぞれの強みを活かしながら、**さまざまな立場や考えの人たちと協働して持続可能な社会をつくりだしていくことをめざしていきます。**

多様な人々と関わりながら、自分の力を発揮し、自らの思いで社会や地域を変えたり、新しいものをつくりだせたという経験や学びの積み重ねは、社会参画への意識や自己肯定感を高め、さまざまな困難を乗り越える力を育み、持続可能な社会づくりの基盤となります。変化の激しい時代において、社会の課題に向き合い、自分ができることを考え行動していくことのできる人を育てていくことは、教育の大切な役割です。

この「めざすもの」のもとで学び・成長したすべての人が、その人らしく生き生きと活躍し、**どこにいても心の拠り所として「川崎」があるよう、本市の教育の“灯台”として「めざすもの」を掲げ**、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ための取組を推進していきます。

## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

#### 「みんなと共有したい価値観」

教育プランは行政だけが進めていくものではありません。「めざすもの」の実現に向けた長い道のりは、市民の皆様と一緒に歩んでいかなければならないものです。なぜなら、**市民一人ひとりが学びの主役であり、教育プランの取組を共に進めていくパートナー**であるからです。そのためには、市民の皆様と川崎の教育で大切にしていきたい**価値観を共有し、川崎らしい人づくり・社会づくりを進めていく“合言葉”としていきます。**

#### 「一步、踏み出す」

私たちが生きる「正解のない」世界において、課題を解決する力や創造力は、未来の可能性を広げるために必要不可欠な要素です。大切にしたいのは、子どもも大人も学びの主役として、自分らしく一步踏み出すことです。

私たちは、つまづきも学びに変えながら、チャレンジすることを大切にします。

#### 「自分の幸せ みんなの豊かさ」

教育の役割は、一人ひとりが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を歩むための土台をつくることであり、その先には誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創造があると考えています。

私たちは、子どもや教職員、保護者、すべての市民が、自分が自分であることを大切にできるよう、そして、共に学び合い、つながるよろこびを感じながら、よりよい社会をつくっていきます。

#### 「多様性を可能性へ」

川崎は、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出してきました。

私たちは、異なる背景や立場の人たちと学び、成長することが、教育にとって必要なことだと信じています。学校も地域も一緒に、他者を想像し、互いを認め、支え合いながら、多様な価値が交差する場を創造していきます。

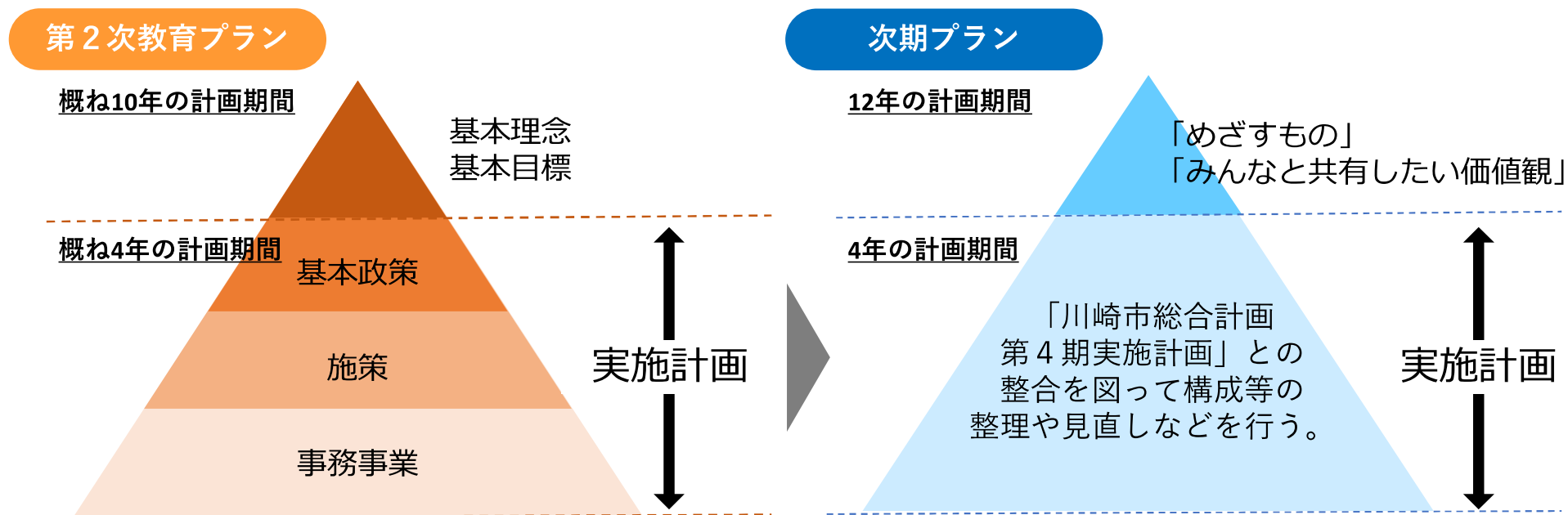
## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 3 実施計画について

本市の教育の「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」を踏まえ、第2章で整理した取組成果と今後の課題や、市民ニーズ等を参考にしながら検討し、市民の皆様にとって分かりやすく、社会状況の変化に機動的かつ柔軟に対応した計画としていきます。

実施計画では、「めざすもの」の実現に向けた取組を体系的・網羅的に整理していきます。取組については、総合計画と同じ事務事業を基本単位として体系化を図ります。

第2次教育プランの実施計画は、8つの基本政策、19の施策、45の事務事業の3階層で構成していますが、次期プランでは、現行の構成をベースとしながら、「川崎市総合計画第4期実施計画」との整合を図って構成等の整理や見直しを行うとともに、記載項目の共通化などについても検討していきます。



## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 4 “Key Project”について

#### 基本的な考え方

- 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、気候変動に伴う自然災害の激甚化など、これから私たちは、今まで以上に激しい変化の時代を生きることになります。
- そのような時代において、次期プランで掲げる「めざすもの」を実現していくためには、**今後の本市の教育において特に重要となるテーマを明確にし、その推進にあたっては、横断的に取り組んでいくことが必要であると考えます。**
- 次期プランでは、具体的な取組を「実施計画」として体系的・網羅的に整理していきますが、**「めざすもの」の実現に向けて市民の皆様の理解を得ながら、重点的に取り組む重要なテーマを“Key Project”として新たに位置づける**こととします。
- 不確実性が高まり、さまざまな教育課題が山積しているこれからの時代において、子どもたち一人ひとり、市民一人ひとりが、自分らしく学びを進めることができるよう、“Key Project”を推進します。

#### Key Projectの候補

- Project 1 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実
- Project 2 学校、関係機関などの組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援
- Project 3 教職員が働きやすい環境づくり
- Project 4 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現



## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 4 “Key Project”について

#### Project 1

## 社会参画に向けた資質・能力を育成する 探究的な学びの充実

- 変化が激しく将来の予測が困難な時代を自らの力で生き抜いていくためには、「**自分(たち)で考え、解決していく学び**」が重要であり、「めざすもの」の実現に向けては、自ら地域・社会に関わり、課題を見つけ、他者と共に考え、解決していく「探究的な学び」を充実させる必要があります。
- 本市では、既に総合的な学習の時間を中心に各学校において「探究的な学び」の実践が行われていますが、これまで取り組んできた、地域と共にある学校づくりの取組や「キャリア在り方生き方教育」における地域への愛着を深める教育活動を発展させながら、**地域・社会への参画を通して、資質・能力を育成する探究的な学びを、すべての市立学校で実践**できるよう検討していきます。



#### 《検討の視点》

##### POINT 1

#### 小中9年間を通じた探究的な学び

小中9年間の中で発達段階に応じて身につける資質・能力を共有しながら、地域の小・中学校が連携し、教育活動に取り組む環境を整えていきます。

##### POINT 2

#### 川崎の特色を活かした取組

「キャリア在り方生き方教育」など、これまでの本市の取組を土台として、学校と地域との関係を大切にしながら、各学校や地域の特色を生かした探究的な学びに取り組んでいきます。

##### POINT 3

#### 地域と連携した教育活動

探究的な学びを進めていくためには、地域の理解や協力が重要となるため、地域との関係をより深める取組を行っていきます。



## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 4 “Key Project”について

#### Project 2

### 学校、関係機関などの組織等の枠を越えた 連携による切れ目のない支援

- ダイバーシティやインクルージョンの進展といった市民の価値観の多様化が進んでいる中、本市では、今後、児童生徒数の減少が見込まれる一方で、**特別支援学校や特別支援学級の在籍者、不登校児童生徒などは増加しており、一人ひとりに合った支援を行うためには、学校だけで対応することは困難な状況となっています。**
- そのため、本市では、**異校種間の縦の連携や、保健・医療・福祉の関係機関等との横の連携をより一層強化し、組織等の枠を越えて連携した支援体制を整備し、児童生徒のライフステージを見通した切れ目のない支援の充実**に向けて検討していきます。



#### 《検討の視点》

POINT  
1

#### 発達段階等に応じた切れ目のない支援

一人ひとりの成長・発達段階や就学の過程に応じた切れ目のない適切な学びを実現するため、幼保・小学校・中学校・高等学校の連携を進めていきます。

POINT  
2

#### 多様な主体との連携による支援

一人ひとりの資質・特性、成長に伴う障害等の変化や複雑化、多様化する不登校の背景、理由に応じた適切な支援を行うため、学校、関係局区、保健・医療・福祉の関係機関、さらには地域や民間団体等、多様な主体との連携を進めていきます。

POINT  
3

#### 多様な学びの場の提供

一人ひとりが自己を理解し、自分らしく社会的に自立していくためには、それぞれの力を伸ばすことのできる環境が整った学びの場があるとともに、自分で選択できることが必要であるため、多様な学びの場の充実に向けた取組を行っていきます。

POINT  
4

#### 児童生徒の安全・安心な居場所づくり

「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」（令和7（2025）年3月こども未来局策定）に基づき、関係局等と連携しながら、児童生徒が健やかに育つことのできる居場所づくりを進めていきます。

## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 4 “Key Project”について

#### Project 3

## 教職員が働きやすい環境づくり

- 教員の長時間勤務が課題となる中、本市においては2次にわたる「**教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針**」に基づき、様々な取組を進め、時間外在校等時間の縮減などの成果が出ているものの、文部科学省が指針として示した**時間外在校等時間の上限を超えている教員の割合は、依然として大きい状況**です。
- 35人学級制や特別支援学級の児童生徒数の増加等を要因として、**教員の定数は増加**していることに加え、全国的な教員不足の影響は本市でも例外ではなく、特に年度途中における産育休取得者の代替教員の確保が難しいなど、**教員不足の状況**が続いています。
- 今後も、各学校において「働き方・仕事の進め方改革」の実践の支援を進めるとともに、**人材確保を含めた更なる取組の推進に向け、市立学校で働く環境の改善を進めるためのしくみづくりを検討していきます。**



#### 《検討の視点》

POINT  
1

#### 教育課程の編成による創造的な余白づくり

児童生徒の在校時間を短縮する工夫など、教員本来の業務である授業準備等に充てる時間の確保を検討していきます。

POINT  
2

#### 人材確保の取組や教員の負担軽減・業務改善

人材確保の取組を積極的に推進し、定数不足の解消を図っていきます。また、必ずしも教員が担う必要のない業務等について見直しを図るなど、教員の負担軽減に取り組んでいきます。

POINT  
3

#### 児童生徒主体の学びへの転換

児童生徒が主体的に考えて学びを自走していくように、教員はファシリテーター役を担う学びへの転換に向けた取組を推進していきます。

POINT  
4

#### しくみづくり・環境整備

ICT技術等を活用等した業務改善や委託化等により、教員の業務負担を軽減し、効率的な環境整備を推進していきます。

## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 4 “Key Project”について

#### Project 4

# 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現

- 子どもだけでなく、大人にとっても、変化が激しく将来の予測が困難な時代を心豊かに生きていくために、**生涯を通じて学ぶこと**が大切です。さらに、個々の「学び」を社会に発揮することや、「学び」を通じたつながりづくりによって、**ウェルビーイング社会の実現が期待**されています。
- 市民館や図書館を中心とした**市域全体での「学び」の場づくり**や、地域教育会議や地域の寺子屋事業などの**地域での教育活動の推進を一層進めることで、より幅広い市民が学び、互いに学び合いながら、緩やかなつながりが広がるよう検討していきます。**



#### 《検討の視点》

##### POINT 1

#### 生涯学習環境の充実による「学び」の推進

市域全体を学びの場と捉え、時間や場所にとらわれない「学び」の支援を推進していきます。市民の学びの意欲が学習の実践につながるよう、「学び」の内容、場所、手法等、さまざまな「学び」から市民が選択でき、いつでも、どこでも「学び」に触れることができるような生涯学習環境の充実を図ります。

##### POINT 2

#### 「学び合い」を通じた緩やかなつながり

個人の「学び」を社会に発揮する人づくりや、「学び合い」による緩やかなつながりづくりを進めていきます。

##### POINT 3

#### 学校と連携した教育活動

地域と学校が同じ教育理念を共有する「地域学校協働活動」を推進し、大人と子どもが共に学び合う活動の充実を図ります。



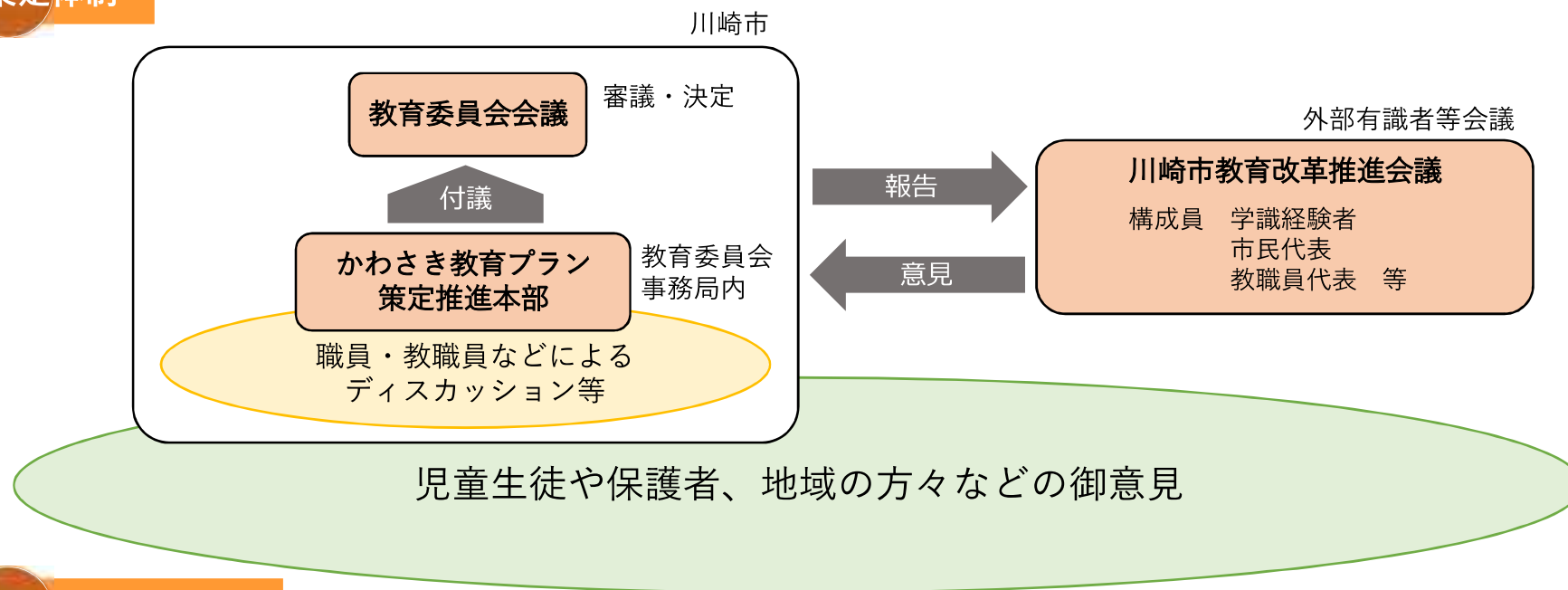
## 第3章 次期プラン策定に向けた考え方

### 5 策定体制及び策定スケジュール

これまで、次期プランの策定に向けて、児童生徒や保護者、地域の方々、教職員からいただいた御意見や、庁内でのディスカッション等で出された意見等を参考にしながら、かわさき教育プラン策定推進本部などにおける庁内検討や、川崎市教育改革推進会議での学識経験者や市民代表等による議論等を重ねながら策定作業を進め、教育委員会会議での審議等も行ってきました。

引き続き、「**みんなでつくる教育プラン**」となるよう、**市民の皆様からさまざまな場面を通じて御意見をいただくなどしながら、策定作業を進め、令和7年度中の策定をめざします。**

#### 策定体制



#### 策定スケジュール

|      |     |                           |
|------|-----|---------------------------|
| 令和7年 | 11月 | 次期プランの素案公表・パブリックコメント手続の実施 |
| 令和8年 | 3月  | 次期プランの策定                  |